

# 12月は悪質商法撲滅月間です

＼もしもし?オレオレ!／



電子メールなので身に覚えのない動画閲覧料などを請求する「架空請求」  
家族などのふりをして電話で金銭を要求する「二重電話詐欺」  
実態のないもうけ話で金銭を要求する「利殖商法」  
など、今年も消費生活センターへ、悪質商法に関する相談が多数寄せられました。

特に高齢者を狙った手口は多く、二重電話詐欺に関しては、今年1月～6月末で確認されている被害額約5億円のうち、その8割が65歳以上の高齢者という深刻な状況です。



悪質業者の手口も巧妙化していることから、当事者本人の努力では防ぎようのない場合も多く、日頃から家族や地域の方の声掛けや見守りが被害を未然に防ぐ重要な対策となります。

福岡県では、そのような悪質業者から未然に被害を防ぐため、12月を「悪質商法撲滅月間」と位置付けており、太宰府市においてもより一層消費者啓発活動を強化しております！



## 悪質商法撲滅キャンペーンのお知らせ



### 悪質商法撲滅！ 街頭啓発活動

★いきいき情報センター前とルミエール太宰府店前の2か所で街頭啓発活動を行います。

【日時】12月15日（金）午後3時から

### 消費者啓発パネル展

★身近な詐欺事件などの手口を紹介します。

【期間】12月1日（金）～15日（金）

【場所】市役所1階 市民ギャラリー



### 消費生活センター



#### ●開催日時●

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時  
（正午～午後1時は昼休み）

※予約不要

●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

### 多重債務問題に関する無料法律相談窓口

#### ●開催日時●

毎月第3木曜日 午後1時～午後4時（一人30分程度）  
※予約申し込みが必要です

●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課 092-921-2121（内線440）